### 島根県ホームページ掲載資料「介護等体験に参加する学生の皆さんへ」

## 介護等体験に当たって(必ずお読みください。)

#### ●はじめに

皆さんへのお願いとして、<u>介護等体験をさせていただく施設利用者及び施設職員の皆さまへの感謝の気持ちを持って臨んでください。相手方が不快、迷惑と感じることの無いように精一杯取り組むことをお約束ください。</u>

また、介護等体験はただ漫然と参加するのではなく、教員を志す者として自分なりに積極的な意味付けをし、目的意識を持って取り組んでください。介護等体験は、大学・短大での授業とは別のものとして、成績評価がないこともあります。

したがって、体験の成否は皆さんの心の持ち方一つです。

そしてそのようなことからすれば、介護等体験に先立ち大学・短大での事前指導や皆さん自身による自発的学習がとても大切です。なぜなら、これら事前の学習により、介護等体験が単なる形式的なものにとどまらず、「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めること」「人の心の痛みが分かる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現」といった法の本旨により近い、実りあるものとなることが期待できるからです。

もっとも、介護等体験の期間は7日間とごく限られた期間です。しかし、このように短期間ではあっても、この介護等体験を通して多くの人がその「本旨」を真剣に考えてくれるようになれば、この7日間の「きっかけ」は意義あるものとなるに違いありません。皆さんが、子供たちを教え導く職業を志す人たちであることを考えれば、それはなおさらといえるでしょう。

いじめの問題など困難な問題を抱える教育の現場で、これから活躍される皆さんが、高齢者や障害者に対する介護等の体験を自らの原体験として持ち、また、そうした体験を教育の場に活かしていくことによって、人の心の痛みがわかる人づくりの実現に資することを期待しています。

# ●介護等体験に当たり留意すべきこと

#### 1. 事前の留意事項

(1)事前指導を必ず受けること

大学・短大には、皆さんに対し、介護等体験に必要な事前指導をしていただきたい旨を 既にお願いしてあります。ぜひ大学・短大による事前指導を受け、短期間ではあっても円 滑で効果的な介護等体験となるよう、必要な準備を進めてください。事前指導の内容・方 法は大学・短大により様々でしょうが、一般的にその重点は、介護等体験の趣旨とその概 要についての理解を促し、介護等体験についての皆さんの目的意識を醸成するとともに、介護等体験に当たって最低限心得ておくべき人権面・衛生面での留意事項等を徹底することにあると思います。また、介護等体験の具体的な手続や受入施設の概要等についても、事前指導で説明がなされるでしょうが、施設の概要等については、受入施設が決定した後においては自分で調べておくことも必要でしょう。

#### (2)大学・短大の指示に従って必要な準備を進めること

大学・短大の指示に従い、申込書、健康診断書等必要な書類の作成、体験に要する物品 の用意、所要の経費の払込み等の準備を怠りなく進めてください。

なお、体験初日の集合時間・場所、受入施設までの交通機関・所要時間、弁当持参の要・不要などの初日の基本的な段取りについては、大学や短大の指示はもちろん、自ら事前に調べるなどして必ず明らかにし、混乱のないよう注意してください。

# (3)十分に体調を整えて介護等体験に臨むこと

十分な体調で介護等体験に臨むことは、とても大切なことです。なぜならば、風邪や下 痢などで体調を崩していては、皆さんが円滑で効果的な介護等体験をする上で支障になる のみならず、受入施設の利用者等の健康や安全に重大な影響を及ぼしかねないからです。

### 2. 体験中の留意事項

- (1)介護等体験初日の対応で気をつけなければならないこと
- ① 指定された時間・場所に指定されたものを持参して参集すること

介護等体験の実施日(特に初日)は、遅刻・忘れ物厳禁です。あらかじめ、大学・短大を通して、また、受入施設から直接に、集合時間・場所や所持品の指定があるはずですので、必ず指示に従って行動してください。直前になってもこのような指示がない場合には、まず大学・短大に確認し、そのうえで必要に応じ受入施設などに連絡を取ってください。

介護等体験に一般的に必要なものとしては、介護等体験の証明書様式、学生証、筆記用 具、メモ帳、健康保険証、エプロン、上履き、マスク、タオル、ティッシュ等が挙げられ ますが、受入施設により異なりますので、それぞれの指示に従ってください。

## ② オリエンテーションを受けて受入施設の状況や留意事項を十分理解すること

受入施設により異なりますが、介護等体験の初日には、通常、受入オリエンテーション があるはずです。一般の介護ボランティア等と合同で実施される場合もあると思います。

オリエンテーションでは、通常、受入施設の運営方針、職員の構成・職務内容、利用者等の身体等の状況、施設の日課、施設・設備の概要等について説明があると思いますので、よく理解するようにしてください。特に、安全第一ですので、火災、事故等の緊急時の連絡方法等については聞き漏らさないようにしてください。

皆さんが使用可能な設備や物品がある場合は指定があるでしょうし、緊急時の連絡先等必要な書類の記入が求められるのもこの時点だと思います。また、自己負担となる経費についても具体的に明らかになると思いますので、後でトラブルのないようにはっきりさせておいてください。

## ③ 利用者との接し方の基本を明確に理解し誠実に取り組むこと

障害者や高齢者にはそれぞれの置かれた状況(心身の状態や病状など)に応じた適切な接し方があり、一人一人の立場に立ってそれらの方々を理解し、接するように努めることが大切です。

このことについては、オリエンテーションにおいても受入施設の側から強調されると思います。皆さんもその趣旨を十分に理解し、かつ、<u>受入施設の職員の皆さんや受入施設の</u>利用者の皆さんが協力してくれて初めて介護等体験が実施できるということに感謝しつつ、 謙虚な態度で介護等体験に臨んでください。

受入施設の種類にもよりますが、利用者等と接する場合の一般的な留意事項として、利用者等の人権を尊重する、利用者等の自立を重んじる、利用者等の話をよく聞く、利用者等にペースを合わせて行動する、個人情報は漏らさない、などの事柄が挙げられます。

利用者等のプライバシーに関しては、皆さんが些細なことと思っても、重大なプライバシー侵害につながることがあり得ます。介護等体験の期間中に知った個人情報の扱いについては、十分に留意してください。

なお、受入施設によって指定された介護等体験の内容が、施設全体の人員配置や日課との関係で、自分が予想していたものと大きく異なるような場合などもあると思います。 しかし、与えられた課題には誠実に取り組むようにしてください。

もっとも、自分の能力に比べて与えられた課題があまりにも高度で実施が困難である様な場合などは、安全にもかかわる重大な問題ですので、施設の担当者にその旨を告げて相談してみてください。

#### (2)受入施設における基本的なルールを守り円滑な施設運営を確保すること

## ① 時間を厳守し、無責任な行動はしない

当然のことですが、受入施設での介護等体験に当たっては、時間を厳守しなければなりません。日々の介護等体験の開始に際しても、指定の時間までには着替え等を済ませて、少なくとも5分程度の余裕をもって介護等体験ができる状態にしておくことが必要です。

受入施設では学生気分は禁物で、全てに責任ある対応が必要です。時には、利用者等や 家族から職員とみなされることすらあるかも知れません。

また、受入施設によっては、福祉専門学校等の実習生や多くのボランティア活動に従事 している人たちが一緒になる場合もあります。心構えや意欲・態度について、職員や利用 者等から比較して見られる場合もありますので、心得ておいてください。 特に、公私の区別は明確にし、どの利用者等に対しても公平に接することが大切で、金 銭のやり取りを行わないことはもちろん私的な約束などは避けなければなりません。仮に 利用者等に何か頼まれても自分だけでの判断で行動したりせず、受入施設の担当者にまず 相談することが原則です。

また、受入施設の業務の都合等により定時に介護等体験が終了しない場合などもあり得ますので、介護等体験の直後の時間帯に個人的なスケジュールを入れるときには相応の注意が必要です。

### ② 利用者等に不快感を与えるような服装・行動はしない

受入施設は利用者の私的な生活の場であり、児童生徒の教育の場ですので、利用者等に 不快感を与える身なりや言動は厳に慎む必要があります。

服装は清潔で機能的なものである必要があり、施設の業務内容や雰囲気にそぐわない装飾的なものやラフなものは適しません。受入施設の規則に基づき、名札や所定の服装の着用が求められる場合はそれに従わなければなりません。そのほか判断に迷うときは、受入施設の担当者に相談しましょう。

学生同士の私語や内緒話は慎むべきです。近くにいる利用者等にとって、決して気分のよいものではないからです。学生同士愛称で呼んだりするのも同様に好ましくありません。 利用者等への言葉遣いや態度については失礼のないよう十分留意しましょう。

なお、介護等体験の態度等が不適切で、施設の運営に支障が生じるような場合には、施設の長の判断により、直ちに介護等体験は中止されることとなりますので、心得ておいてください。

#### ③ 円滑な施設運営を妨げない

受入施設の円滑な運営のためには基本的にチームワークが大切で、職員の皆さんに対してはもとより、介護等体験の参加者相互においても、このことに留意した対応が求められます。基本的には何事も受入施設の担当者に相談し、アドバイスを受け、協力し合いながら介護等体験を進めることが必要です。

施設管理の面については、用具等は受入施設の担当者の許可を得て使用するとともに、 使用後はもとの状態に戻すことなどはごく基本的なことですし、喫煙なども指定の場所で 行うことを厳守する必要があります(施設全体が禁煙の場合もあります)。

貴重品は持ち込まないことが基本です。当然のことながら施設は貴重品保管の責任は負いません。

# (3)与えられた仕事の内容を十分に理解し、何事にも積極的に取り組むこと

与えられた仕事の内容がわかっていないとどうしても「やらされている」という感じになってしまいがちです。わからないことがあったら、業務に支障が生じないようにタイミ

ングをみながら、受入施設の担当者によく教えてもらいましょう。

それから、介護等体験では、何事にも積極的に取り組む姿勢が大事です。問題意識・研究心を持って、常に明るく誠意ある態度で臨めば、短期間の体験でも大きな成果が得られることと思います。

受入施設の担当者の業務を進んで手伝うなどの主体性はもとより大切ですが、先にもお話ししたように、一人で勝手に判断せず、担当者と相談しながら進めることが不可欠です。 事後の結果報告も欠かせません。

また、受入施設において、挨拶の励行はとても大切なことです。日々の介護等体験の開始時・終了時の職員さんへの挨拶や、利用者等への折に触れた挨拶などはきちんとするよう心掛けましょう。なお、利用者等との関係では、特に個人の居住スペースへの入室時に一声かける習慣が大切。重大な事故やプライバシー侵害を防ぐためです。

### (4)安全確保に十分留意する

イヤリング、ペンダント、指輪等の装飾品、長い爪、ハイヒールなどは、施設における 安全確保の観点から問題がある場合があります。また、利用者等が近くにいる場合の介護 等体験中の行動・動作にも十分に注意してください。思わぬ怪我につながりかねないから です。

万が一利用者等に怪我を負わせたり物品を破損した場合は、速やかに受入施設の職員に連絡し、指示を受けましょう。介護等体験の途中で病気などの体調を崩した場合も、受入施設の衛生環境に重大な影響を与えかねませんので、施設側に報告して、指示を仰ぎましょう。手洗いの励行等についても、指示されるまでもなく十分に留意してください。

#### (5)関係者に感謝の気持ちを表す

介護等体験の終了時には、受入施設の長や担当の職員の皆さんに、受入施設の業務に支障をきたさない範囲内で、感謝の念をこめて挨拶をしましょう。その後の礼状等の発出も 適宜行ってください。

なお、介護等体験終了時の利用者等への挨拶については、施設運営への支障が生じかねないため、受入施設の指示に従うことを原則としてください。また、その後は、受入施設に無断で利用者等との個人的な接触等を行ってはなりません。

#### ●おわりに

以上のことなどをしっかりと理解した上で、教員を志す者としての自覚を持って介護等 体験を行うようにしてください。

繰り返しになりますが、受入施設にご迷惑をかけることなどの無いよう十分に留意しつ つ、7日間の介護等体験が実り多いものとなるよう皆さんの健闘を期待します。